

各 位

令和 7 年 4 月 24 日

株式会社飯南トータルサポート

代表取締役 正木 喜代隆

食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社施設の「山荘食堂」におきまして食中毒事故が発生いたしました。
発生されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたこと心より深くお詫び申し上げます。また、日頃より当該店舗をご利用いただいておりますお客様及び今後ご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

当該店舗は雲南保健所より営業停止の処分がございましたのでお知らせいたします。

1. 食中毒事故の内容

4 月 18 日及び 19 日に利用された 2 グループ 10 名様が下痢、腹痛、嘔気等の症状を呈していることが判明いたしました。調査の結果、提供した生魚（刺身）より「病因物質不明」の菌による食中毒として報告を受けました。

2. 行政処分の内容

運営会社 : 株式会社飯南トータルサポート

処分店舗 : 山荘食堂

営業停止期間 : 令和 7 年 4 月 22 日から 4 月 26 日までの 5 日間

営業停止理由 : 食品衛生法第 6 条第 3 号違反

3. 再発防止について

この事態を厳粛に受け止め、所轄保健所の指導の下、再発防止に向けて以下の対策を徹底し、食事の安全・安心の確保に全従業員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

- ① 全従業員に HACCP に基づく衛生管理の徹底
- ② 全従業員の健康に対する管理方法の徹底
- ③ 調理設備・厨房内の清掃および消毒、それらの点検の徹底

この度はご報告が遅くなり大変申し訳ございませんでした。このような事態が発生させたことにつきまして、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。今後、衛生管理をより徹底し、再発防止に努めて参ります。